

令和7年3月吉日

お客様各位

デュポン・スタイロ株式会社
営業本部



断熱材の納品伝票の取扱いについて

拝啓 春分の折、貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は、弊社並びに弊社製品に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

建築物省エネ法の改正により、新築建築物における省エネ基準適合が義務化されました。これを受けて、需要家様における「断熱材の納品伝票の保管」をお願いしたく、下記の通りご案内いたします。

敬具

記

【断熱材の納品伝票保管について】

省エネ基準適合の完了検査が終了するまで、需要家様にて大切に保管をお願いします

建築物省エネ法の改正を受け、全ての新築住宅・新築非住宅について、省エネ基準適合が義務化されました。これに伴い、竣工前の省エネ基準適合検査時に、製品納入の事実が確認できる必要資料の一つとして「断熱材の納品伝票等」提出が求められる場合がございますので、納品伝票は検査完了まで大切に保管いただきますようお願いいたします。

納品伝票に関する注意事項

- 納品伝票は、断熱材を納入した事業者から発行されます。
- メーカーから直接出荷していない場合、メーカーによる出荷証明は発行できませんのでご注意ください。
- 納品伝票は再発行されませんので、紛失しないようご注意ください。

以上